

I 静西教育事務所の方針及び業務

1 基本方針

静西教育事務所は、静岡県教育委員会事務局の執行機関として、本庁各課並びに総合教育センターと密接な連携を図り、「静岡県教育委員会事務局内部組織規則」第37条に基づいた業務を遂行する。

教育事務所の業務は、「教育行政の基本方針」に基づいて企画・立案された事業を執行することである。事業執行に当たっての教育事務所の使命は、「義務教育の機会均等を保障し、教育水準の維持向上を図るため、地域に密着し、機能的に市町教育委員会を支援する拠点としての役割を果たすこと」であり、具体的には「各市町及び学校・園（以下、「学校」という。）の実態を把握し、各学校が機能的に教育活動を推進できる組織づくりを支援するとともに、教職員一人一人の指導力及び業務遂行力等の向上を図り、児童生徒の健やかな成長に寄与する」ことである。別の視点から言えば、指導と人事管理を一体的に進めることにより、市町教育委員会や学校の主体的な取組が推進されるよう、市町教育委員会及び学校を支援することである。

そのために、各市町、学校や地域のニーズを含めた実態を十分に把握した上で、総務課と地域支援課が力を合わせ、本庁各課及び総合教育センターとの連携を図り、計画的・継続的な諸施策の遂行に努める。さらには、監査・検査及び外部評価等を通して、随時、教育事務所として実効性の高い複合的な支援のあり方を模索し、更なる改善に努める。

2 運営方針

◎ 市町教育委員会及び学校の主体性の向上を促進する

＜スローガン＞ 『 創 る 』 『 整 え る 』 『 繋 ぐ 』
～ 組織改編を踏まえた新たな一歩を踏み出す ～

平成26年度の組織再編から積み上げてきた3年間をベースに、本年度の組織改編を踏まえ、新体制での組織運営と市町教育委員会及び学校への支援のあり方を新たな視点から考えて「創り」、より円滑に連携できるよう「整え」、人・もの・ことを「繋ぐ」ことによって、市町教育委員会及び学校の主体性の向上を促進する新たな一歩を踏み出す。

- (1) 総務課の新たな「班体制」の構築と地域支援課の人員増に伴い、機能する組織を「創り」、各種事業や新学習指導要領の全面実施に向けた計画・準備等を新たな発想で「創る」ことにより、市町教育委員会及び学校の主体性の向上を促進する。
- (2) 地区・市町の特性や抱える課題等に応じ、複合的な支援ができるよう各種事業等の支援体制を「整える」ことにより、市町教育委員会や学校が、信頼される魅力ある学校づくりを進められるようにする。
- (3) 所員同士はもとより、教育事務所と本庁各課・総合教育センター・市町教育委員会・学校が、教育の目指す方向を共有して心を「繋ぎ」、新学習指導要領をはじめ、国・県が発信する資料等の趣旨を理解して理念を「繋ぎ」、各種事業の企画・運営を工夫して理念と事業を「繋ぐ」ことにより、5年後の教育を見据え、チームとして「確実に・迅速に・誠実に」対応する。

3 業務遂行の重点

本年度は、新学習指導要領の周知徹底、政令市への給与負担等の移譲、事務局組織改編等の動きを押さえ、地域に開かれた「信頼される魅力ある学校づくり」のために、「訪問」「研修」による学校の組織力と教職員の指導力・業務遂行力の向上支援を軸におくとともに、特に、以下の5点を業務遂行の重点として推進する。

- (1) ブロック制及び兼務連携(試行)(※参照)の推進による地域における学校事務の組織化(地域事務室化)及び事務処理体制強化の支援
- (2) 政令市への給与負担等の移譲に関する業務の遂行と組織改編(班制)に伴う支援体制の確立
- (3) 「確かな学力の育成」に向けた新学習指導要領の計画的な周知と授業改善の推進
- (4) 「新採から10年間で3所属経験」「同一校7年以上在籍者の異動」「各種交流や派遣等による計画的な育成」を根底に据えた人事の推進
- (5) 不祥事根絶「3ゼロ+2」を軸にした「信頼の創造」の推進

※ 兼務による学校事務の連携(試行)(以下「兼務連携」という。) 詳細については、8ページ参照。

4 所掌事務

教育事務所は、事務局の事務(教育機関(県立の中学校を除く。)に関するものを除く。)のうち、その所管区域に属する事務を分掌する。

前項の規定にかかわらず、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の補助金に関する事務等は、教育事務所が所掌する。静岡県教育委員会事務局内部組織規則第37条により、本庁義務教育課の主管の下に以下の分掌事務を執行する。

※ ただし、本庁の教育総務課及び義務教育課の所掌に属するものを除く。

※ 主管の明らかでない事務があるときは、所長がその主管を定める。(第38条)

(1) 総務課

- ア 儀式及び典礼に関すること。
- イ 公印の管守に関すること。
- ウ 文書の保存に関すること。
- エ 職員の服務に関すること。
- オ 予算の経理その他会計事務に関すること。
- カ 所管財産の管理に関すること。
- キ 小学校及び中学校の補助金に関すること。
- ク 市町の児童生徒就学援助費等補助金に関すること。
- ケ 所内諸規程に関すること。
- コ 統計調査に関すること。
- サ 小学校及び中学校の県費負担の事務職員の研修に関すること。
- シ 他課の主管に属さないこと。

(2) 地域支援課

- ア 小学校、中学校及び幼稚園の設置及び廃止に関すること。
- イ 県費負担教職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- ウ 県費負担教職員の研修(総務課の分掌に属するものを除く。)に関すること。

- エ 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- オ 小学校、中学校及び幼稚園の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
- カ 小学校及び中学校の運営指導に関すること。
- キ 小学校及び中学校の教科用図書の採択に関すること。
- ク 小学校及び中学校の教科用図書の無償給与に関すること。
- ケ 障害のある児童及び生徒の就学についての判断並びに就学猶予及び免除者の指導に関すること。
- コ 小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数に関すること。
- サ 小学校及び中学校の特別支援学級に関すること。
- シ 教育職員の免許に関すること。
- ス 市町教育委員会との連絡に関すること。
- セ 表彰その他栄典に関すること。
- ソ 小学校及び中学校の学校体育、学校保健及び学校給食に関すること。
- タ 小学校、中学校及び幼稚園の研究指導に関すること。
- チ 小学校及び中学校の人権教育に関すること。

5 組織改編及び職名変更

静岡県教育委員会では、職員同士の課題共有や業務協力など、チームで一体となって業務を遂行できるようにするため、教育委員会事務局等において班体制を構築することとした。

これにより、静西教育事務所総務課においては、総務係と経理係を合わせ総務班となった。また、平成 29 年度から、県教育委員会の教育機関等に勤務する職員の給与・旅費等の支払事務の本庁教育総務課での集中処理化、並びに政令市の学校に勤務する県費負担教職員の給与等の負担が移譲されたことに伴い、総務課員については、平成 28 年度に比べ 2 名の定数減となった。

一方、地域支援課においては、担当制を維持することとしたが、業務内容をより分かりやすくするために、総括担当を人事担当に、地域支援担当を指導担当に、それぞれ名称変更した。また、新学習指導要領への対応及び円滑な業務遂行に向けて、平成 28 年度に比べ 2 名の定数増となった。

なお、組織改編に伴い、次のとおり職名が変更になった。

平成 28 年度 (旧)		平成 29 年度 (新)
次長兼地域支援課長	⇒	副所長兼地域支援課長
主席総括管理主事	⇒	人事監
総括指導主事	⇒	指導監
総括管理主事	⇒	参事 … 表記上は「参事(人事)」とする。
主任指導主事	⇒	参事 … 表記上は「参事(指導)」とする。
指導主事	⇒	年齢により「教育主幹」「教育主査」とする。 表記上は「教育主幹(指導主事)」「教育主査(指導主事)」とし、呼称は「指導主事」とする。
総務係長・経理係長	⇒	廃止し、新たに「総務班長」とする。

□□□ 基本方針 □□□

各市町及び学校・園（以下、学校）の実態を把握し、学校が機能的に教育活動を推進できる組織づくりを支援するとともに、教職員一人一人の指導力及び業務遂行力等の向上を図り、児童生徒の健やかな成長に寄与する。

□□□ 運営方針 □□□

市町教育委員会及び学校の主体性の向上を促進する

◆スローガン 『創る』『整える』『繋ぐ』

～ 組織改編を踏まえた新たな一步を踏み出す ～

総務課

- (1) 組織的・計画的な予算の管理・執行等の支援
- (2) 国庫補助金事務及び給与・旅費支給事務の適正処理の推進
- (3) ブロック制及び兼務連携（試行）の推進による地域事務室化及び事務処理体制の強化の支援
- (4) 政令市への給与負担等の移譲関係業務の遂行と組織改編（班制）に伴う支援体制の確立

信頼される魅力ある学校づくり

地域支援課

- (1) 「確かな学力の育成」に向けた新学習指導要領の計画的な周知と授業改善支援
- (2) 教職員の人事管理と適正な勤務・サービスの支援
- (3) 交流や派遣等、計画的な育成を根底に据えた人事の推進
- (4) インクルーシブ教育の理念に根ざした就学支援と特別支援教育の推進

(5) 国・県の教育施策・各種調査の有効活用支援

「訪問」「研修」による学校の組織力と教職員の指導力・業務遂行力の向上支援

◇◇ 信頼の創造 ◇◇ ～「3ゼロ+2」の徹底～

3ゼロ …… わいせつ 0 交通事犯 0 体罰 0
 +2 …… 情報の厳重管理 適正な会計及び事務手続き

■□ 業務遂行の心構え □■ 「チーム 静西」で「確実に・迅速に・誠実に」を合言葉に！